

第3期子ども・若者ワイワイプラン令和7年度事業 「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証について

1 評価・検証する事業の選定

第3期子ども・若者ワイワイプランの基本方針1及び2の重点的な取組①～⑦を評価・検証する事業とする。

重点的な取組のうち、子ども・若者の評価を受ける事業を2事業選定し、庁内自己評価に加え、子ども・若者の評価を受けて専門部会が評価する。若者の評価を受ける事業については、重点的な取組の中で若者が対象となる施策とする。

子ども・若者の評価を受けない重点的な取組については、庁内自己評価のみを受けて専門部会が評価する。

＜重点的な取組（基本方針1・2）＞ 資料2参照

- ①子どもの権利を守る仕組みと体制の充実〔施策1-1-1〕 子どものみ
- ②子ども・若者の意見表明の機会の充実〔施策1-1-2〕 子ども・若者
- ③子ども参画による事業運営の推進〔施策1-2-1-1〕 子どものみ
- ④まちづくり活動の機会の充実〔施策1-2-1-2〕 子ども・若者
- ⑤子ども自身が相談しやすい体制の充実〔施策2-1-1〕 子どものみ
- ⑥若者の相談支援体制の充実〔施策2-1-2〕 若者のみ
- ⑦地域行事等の活性化による子ども・若者参加の推進〔施策2-2-1〕 子ども・若者

※重点的な取組は令和11年度の計画の中間見直しまでに、一度は子ども・若者の評価を受けることとなる。

2 子どもの評価について

（1）就学児

対象者：小学校1年生（又は小学校4年生）～18歳（高校生年代）

方 法：どのように子どもの声を聞くか検討する。

※困難を抱える子ども（不登校など）の声をどのように聞くか

※当事者（子ども）以外の声をどこまで聞くか

資料3参照＜子どもの声を聞く方法例＞

（2）未就学児（事業内容により対象とできる場合）

対象者：0歳～5歳児

方 法：どのように未就学児の意見を聞くか検討する。

3 若者の評価について

対象者：高校生年代以上29歳未満の市内在住・在勤：在学の者

方 法：定期開催のミーティング

資料4参照＜（仮）西東京市若者ミーティング企画案＞

4 評価・検証のスケジュール案 資料5参照